

平成 29 年度第 2 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 29 年 (2017 年) 5 月 19 日 (金) 15 : 00 ~ 16 : 40

2 場 所 下諏訪総合文化センター 小ホール

3 内 容

○ 議事

(1) (仮称) 都市計画道路 諏訪バイパス事業に係る方法書について (第 1 回審議)

(2) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者 (副))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝 (委員長)

亀 山 章

陸 齊

佐 藤 利 幸

塩 田 正 純

富 樫 均

中 村 寛 志 (委員長職務代理者 (正))

中 村 雅 彦

山 室 真 澄

5 欠席委員 (五十音順、敬称略)

鈴 木 啓 助

野見山 哲 生

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成29年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。鈴木委員、野見山委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

委員の皆様現地視察お疲れ様でした。

事業者の皆様、県の建設部、国土交通省の皆様、関係機関の皆様方、視察に同行いただきありがとうございます。

では時間も限られていますので、早速議事に入らせていただきます。進行に御協力をお願いいたします。

はじめに、本日の会議の進行予定と配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永と申します。よろしくお願いいたします。

事務局から、本日の会議の予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

本日の会議の予定ですが、議事(1)の「(仮称)都市計画道路諏訪バイパスに係る環境影響評価方法書」について、本日は、方法書に係る第1回の審議ですので、資料1により事業者から方法書の概要を説明いただいたあと、御議論をお願いして、概ね16時30分には会議を終了する予定としております。

次に、議事(1)の(仮称)都市計画道路諏訪バイパスに係る環境影響評価方法書につきまして、これまでの経過を簡単に説明させていただきます。

本事業につきましては、環境影響評価法に基づき、事業者である国土交通省より平成28年4月に計画段階環境配慮書(案)に対する意見照会がありましたが、照会期間が非常に短期であったため、技術委員会における審議は行わずメールにて御意見を頂戴し、4月11日に知事の意見を通知したという経過です。

また、平成28年12月に諏訪バイパスについて都市計画法に基づく手続が行われることとなったため、方法書以降の環境影響評価手続は都市計画決定権者である長野県建設部が行うこととなっております。

先般、都市計画決定権者から方法書の提出があり、4月27日に公告し、5月31日までの約1月間、長野国道事務所、諏訪建設事務所、関係市町、長野県庁の7か所で縦覧に供しております。同時に、都市計画決定権者のホームページにも掲載し、随時御覧いただけるようにしております。

また、都市計画決定権者による方法書説明会については、5月9日から12日までの間、諏訪市、下諏訪町においてそれぞれ2回、計4回開催しているところです。

これらを踏まえた住民の皆様などからの方法書に対する環境保全の見地からの御意見については、4月27日から6月14日までの期間、都市計画決定権者に提出いただくこととなっております。

なお、技術委員会委員による現地調査ですが、本日に加えて、6月2日(金)等に実

施する予定です。

最後に、本日の会議資料ですが、次第に記載のとおり、御手元に資料1を配布させていただきます。

資料1「(仮称)都市計画道路諏訪バイパス環境影響評価方法書の概要」は、事業の内容、経過及び方法書の概要をまとめたものです。

その他、委員限りの資料といたしまして、新姫川第六発電所計画の準備書に関する4月20日の第1回委員会の御審議に対する事業者見解及び事業者から提出のあった追加資料を配布させていただきます。こちらは5月16日に委員の皆様にご紹介いただいたものと同じ資料になります。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

御手元の資料は揃っておりますでしょうか。

では、早速審議に入らせていただきます。議事1の(仮称)都市計画道路 諏訪バイパス環境影響評価方法書についてです。

では都市計画決定権者から一言御挨拶をいただき、出席の皆様をご紹介いただいたうえで、資料1の説明をお願いいたします。

都市計画決定権者
高倉
(都市・まちづくり課)

先ほど現地調査においても御挨拶させていただきましたが、改めまして長野県建設部都市・まちづくり課企画幹の高倉明子と申します。

今回の(仮称)都市計画道路 諏訪バイパス環境影響評価については、事業予定者の国土交通省により配慮書の手続きが行われ、これを踏まえて国土交通省が昨年11月に複数案から一つのルート帯を決定しました。

県ではこのルート帯が都市間を結ぶ主要な骨格をなす幹線道路であり、土地利用や他の都市計画との整合性、立体性を図る必要があると判断し、都市施設として都市計画に位置付ける方針としました。

都市計画対象事業としたことにより、方法書以降の環境影響評価に係る手続きについては、都市計画決定権者である長野県が都市計画の手続きと合わせて事業予定者に代わり行うこととなっています。

一方で、環境影響評価の調査に関する実務については、引き続き道路の事業予定者である国土交通省関東地方整備局が行うこととしています。

都市計画決定権者としましては、環境影響評価の趣旨を踏まえ、国土交通省の協力のもと事業が環境に与える影響について、丁寧に調査、予測、評価し、また、環境保全のための措置を十分検討し、環境により配慮した事業にしていきたいと考えています。

そのためには当委員会により、専門的な御意見やアドバイスをいただき、環境影響評価の方法に反映していきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

本日、事業予定者により資料の説明をさせていただきますが、御紹介をさせていただきます。

関東地方整備局長野国道事務所副所長 森様です。

資料の説明は長野国道事務所計画課の岡田課長からさせていただきます。

方法書の公告の専門的なものについては、この業務を受注されたオリエンタルコンサルタンツから説明させていただきますがよろしく願いいたします。

事業者
岡田
(長野国道事務所)

改めまして、事業予定者である国土交通省長野国道事務所計画課の岡田です。

よろしく願いいたします。

まず、事業概要につきましてご説明いたします。

資料1の事業概要について、道路事業の名称は(仮称)都市計画道路 諏訪バイパス、都市計画決定権者は長野県、事業予定者は国土交通省関東地方整備局となります。

事業の概要として、本事業の位置は長野県の諏訪地域に位置し、一般国道20号のバイパスとして諏訪市と下諏訪町を結ぶ延長約11kmの道路となります。

本事業の目的は、諏訪地域周辺では、異常な豪雨に伴う道路冠水による交通不能箇所が過去に数回発生しています。

また、東西に移動する道路が限られていることや踏切が2箇所あることにより、慢性的な交通混雑が発生しております。沿道の家屋や店舗への出入り交通も本線交通の阻害となって交通事故も多く発生しています。

さらに、交通混雑が発生していることから、観光業や製造業、緊急輸送活動への影響も出ています。

この様な課題と当該道路に求められる機能から、本事業は、災害に強い代替路の確保、交通の円滑化、交通安全の確保、地域産業の活性化、安心・快適な暮らしづくり、を政策目標として事業を進めています。

事業実施区域の位置については、本日現地の確認をしていただきましたが、諏訪湖の山裾を通過する、資料1、5番の図の赤枠の範囲となります。

本事業の内容と諸元ですが、道路延長は約11km、車線数は4車線、道路区分は第3種第2級、設計速度60km/時です。

また、道路構造は、現在、ルート・構造等を検討中ですが、盛土、切土、橋梁、トンネル構造を予定しています。

続いて本事業の経緯ですが、本事業は昭和47年に都市計画決定された事業です。

先ほど事業の目的で説明したとおり、今般、地域や交通等の課題が見られましたので、道路整備の計画検討を進めるにあたり、予定事業者が平成25年から計画段階評価の手続きを進めてきました。

その計画段階評価では複数のルートとして、8番の図の赤色点線で示してあるバイパス案（山側ルート）と、比較案として紫色の現道拡幅、緑の都市計画ルートを設定し、複数案の比較評価を行いました。

その後、委員会の意見を踏まえて、バイパス案（山側ルート）を対応方針として決定しました。本事業の方針決定の理由としては、バイパス案（山側ルート）が政策目標である交通の円滑化、災害に強い代替路の確保、交通安全の確保を図るとともに、生活環境などに配慮し、安心・快適な暮らしづくりや地域産業の活性化に寄与する道路である。また、家屋への影響、経済性の面でも優れており、意見聴取で得られた地域のニーズにも応えられる、としました。

この先の説明はコンサルタントの森本より御説明いたします。

コンサルタント
森本
(オリエンタル
コンサルタンツ)

オリエンタルコンサルタンツの森本です。よろしくお願いいたします。

方法書の内容として地域の概況になります。

大変恐縮ですが時間の関係上、ここでの説明は割愛させていただきますので、御了承ください。

スライド11番は自然的状況をまとめたものとなっておりますが、こちらは方法書の第4章4-1-1から120ページまで、スライド12番の社会的状況については、方法書の4-2-1から135ページまでに示す内容となっておりますのでご参照ください。

次に配慮書の概要と及び意見について、方法書では第5章から7章の内容になります。なお配慮書は先程も御説明がありましたが、昨年7月に公表され10月に国土交通大臣の意見が出され、手続きを終えている状況です。

その配慮書は、先ほど複数案として計画段階評価の手続きの話がありましたが、その3ルート、バイパス案、現道拡幅案、現都市計画ルートの3つを複数ルートとして設定させていただきました。

また、14番の右表にあるように、環境配慮事項として大気質、騒音、水象として地下水、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、の8項目を選定しました。

スライド15番は配慮事項ごとに複数ルートの予測評価をした結果となります。

青で示した部分が、影響を与える可能性が小さいと評価した箇所、赤い箇所は影響を及ぼす可能性があるとして評価した箇所となります。

ここで3つのルートを比較していますが、バイパスルート案というのが概ね青色ということで、他の比較案に比べ影響を与える可能性が小さいという評価をさせていただきました。

スライド16、17番はその内容になるので、ここでは割愛させていただきます。

次に配慮書に関する国道交通大臣の意見について、総論として4件、各論として大気環境が1件、水環境及び土壌環境が3件、動植物、生態系が1件、景観及び人と自然との触れ合い活動の場が1件、建設発生土及び廃棄物が1件、計11件の意見が出されました。

内容については時間の都合上ここでは割愛させていただきますが、方法書の第6章6-1から6-4ページに示してありますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

資料については、その概要として19、20番に示しておりますので、そちらも御覧ください。

次に項目の選定について、方法書では第8章8-3から8-4ページの結果となります。

22番の表につきましては、環境影響評価項目を選定した結果となります。

これらの項目については国土交通省令、道路環境影響評価の技術手法及び長野県環境影響評価技術指針を参考として、また配慮書での検討結果、さらに専門家等の技術的助言を踏まえて選定した結果となります。

環境要因については、工事の実施は、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、トンネル工事の実施、水底の掘削等を抽出しました。

また、存在・供用の要因について、道路の存在として地表式又は掘割式、嵩上式、地下式の存在を抽出し、自動車の走行についても抽出しました。

環境影響評価の項目は、その環境要因に応じて選定した結果、大気質、騒音、振動、低周波音、水質として水の濁りと水の汚れ、水象として河川と地下水、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、文化財、廃棄物等の15項目を選定しました。

次に調査・予測・評価の手法について御説明いたします。

方法書では第8章8-5から8-31ページまでの内容となります。

まず、大気質についてですが、大気質は工事中、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。調査については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度、気象の状況について、文献及び現地調査により把握します。

調査地点は、濃度変化があると考えられる箇所ごとに、代表する気象条件が得られる箇所として4か所を想定しています。

具体的には現在ルート構造を検討中で、本日視察していただいたところもありますが、明かり部となる可能性がある地域として24番のオレンジ色の枠で示すとおり、諏訪市四賀周辺、諏訪市上諏訪周辺、下諏訪町東高木周辺、下諏訪町東町中周辺の4地域から1カ所ずつ抽出して調査をしていきたいと考えています。

調査の手法については、環境基準及び地上気象観測指針に基づく調査、測定方法で、調査期間については、四季ごとの連続測定とし、各季ごとに1週間を想定しています。ただし、谷部になるような地形の条件もあるので、気象調査については必要に応じて調査期間を適宜拡大していきたいと考えます。

予測についてはブルームパフによる予測、評価については、実施可能な範囲内で回避、又は低減され環境保全についての配慮がなされているかという評価と、環境基準等との整合が図られているか、の評価を行います。

続いて、騒音、振動について、工事中、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は騒音、振動のレベルとともに、地表面や地盤の状況について文献及び現地調査により把握します。

調査の地点について、一般環境については、地域を代表する騒音、振動の状況を得られる箇所として、25番のオレンジの枠、先ほどの大気質で示したものと同地域になりま

すが、4地点の中から1地点ずつ選びたいと考えます。

道路交通騒音、振動については工事用車両が走行すると現段階で想定される地点として、赤枠で示す6道路になります。

国道20号バイパス、旧道国道20号、市道山浦線、諏訪白樺湖小諸線、町道大沢川通り線、国道142号を想定しています。

現地調査の手法については、環境基準、騒音規制法に定められた手法により行い、調査の時期は1回1日24時間を想定しており、時期については交通が安定する秋季を考えています。

予測は、騒音が日本音響学会式、振動が旧建設省土木研究所提案式等による手法を用いて行い、評価については、環境保全についての配慮が適正になされているかどうかと、環境基準や規制基準との整合が図られているかを評価します。

低周波音については、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は住居等の位置の状況について、文献及び現地調査により確認します。

調査地点は、大気、騒音で明かり部の4箇所を示しましたが、そのうち現在橋梁、高架構造が想定される3地区として本日現地踏査していただきましたが、諏訪市四賀周辺、下諏訪町東高木周辺、下諏訪町東町中周辺の3地域を想定しています。

現地調査手法については、踏査による確認調査とし、時期については1回を想定しています。

予測については、技術手法に基づき既存調査結果により導かれた予測式を用いて行い、評価は環境保全についての配慮がなされているかどうかを評価します。

続いて水質について、工事中の水の濁りと水の汚れについて、調査、予測、評価を行います。

調査については、水の濁りとしてSS等、水の汚れとしてphの水質調査と、流量、水底の土砂の状況について文献等、現地調査により把握します。

調査地域、地点については、切土工や工事ヤード、工事用道路の設置が予定される箇所、または河川等の水底の掘削等を予定している箇所の水域等とし、現段階はルート構造の検討中ですので、27番の図の青枠の示す1級河川ですが、舟渡川、上川、中門川、角間川、承知川、砥川の6河川から選定しようと考えます。

また、この一級河川の他この地域には普通河川、準用河川等も通っておりますので、こちらについても事業の通過を踏まえて、適宜追加していきたいと考えています。

現地調査の手法は環境基準や水質調査方法に規定する方法とします。

時期は、平水時が毎月1回で12回、降雨時1回としたいと思います。

予測については、事例の引用又は解析による手法、評価は環境保全についての配慮がなされているかどうかを評価します。

次に水象の河川についてですが、トンネル工事による工事中的影響、存在供用として、切土工やトンネル構造が存在することによる影響について調査、予測、評価を行います。

調査は、流量、流況、浸食堆砂、水道水源の状況について、文献及び現地調査により把握していきたいと考えます。

調査地点は切土及びトンネル構造等を予定している区間において、事業が通過する一級河川、先ほど示した一級河川と共に普通河川、準用河川また沢なども事業の通過を踏まえて適宜追加していきたいと考えます。

現地調査の手法については、水質調査方法に規定する方法、地域については先ほどの水質同様に平水時が月1回で年間12回、降水時として1回調査をする予定です。

予測は、事例の引用又は解析による手法、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかを評価します。

水象の地下水については、水象の河川と同様ですが、トンネル工事等による工事中的影響、存在供用として切土やトンネル構造が存在することによる影響を調査、予測、評価いたします。

調査は、地下水、帯水層の地質・水理、温泉源泉の状況について文献、現地調査により把握します。

現地調査地点については、本日現場視察をしなかった場所がトンネル区間と想定されますが、29番の緑枠で示す地域において、地下水についてはボーリング調査を行い、そこで設置した観測孔によって水位を調査します。

また帯水層の地質・水理については、地質状況を把握するためにボーリング調査、PS検層、透水試験等により把握し、地下水の状況については水質調査を行ない、イオン分析や電気伝導率等を調査します。

また温泉源泉も周りにあるので、文献、現地調査により当該情報を整理したいと考えます。

調査期間については、これらの状況を的確に把握できる期間、時期を選びたいと考えます。

予測は事例の引用又は解析による手法、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかを評価します。

次に地形、地質について、存在供用及び工事中の影響について調査、予測を行います。

調査は地形、地質の概況、分布、状態及び特性について文献及び現地調査により把握します。

調査地域、地点については30番の図の事業実施区域から1kmの範囲内にある重要な地形、地質として諏訪湖を想定しています。

現地調査の手法は、現地踏査による確認調査、時期は1回を想定しています。

予測は科学的な知見や類似事例を参考にを行い、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

日照障害については、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は、土地利用、地形状況について文献、現地による確認を行い状況を把握します。調査地域、地点については、低周波音と同様橋梁や高架構造が想定される地域、31番のオレンジの丸の3地域を想定しています。

調査手法については現地踏査による確認調査、時期は冬期に1回を予定しています。予測は、太陽高度の方位等から求められる式を用いて、等時間日影線を用いた日影影響により把握していきたいと思えます。

評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

次は動物について、工事中、存在供用による影響について調査、予測、評価を行います。

調査は動物相の状況、重要種の状況について文献ならびに現地調査により行います。

調査地域は、32番の図の事業実施区域から250mの範囲を目安として行います。ただし、行動圏が特に広い動物、いわゆる猛禽類等については事業実施区域から約1km程度の範囲内の生息、営巣状況を把握していきたいと思えます。

現地調査の手法については、哺乳類は直接観察、フィールドサイン、トラップによる捕獲、自動撮影装置等の設置を考えています。

鳥類については直接観察、ラインセンサス、定点観察法、両生類・爬虫類については直接観察、魚類については直接観察、トラップ等による採取、昆虫類については直接観察、ライトトラップ、ベイトトラップ、底生動物については直接観察、コドラート法により把握したいと思えます。

調査時期については、春夏秋冬の4季に調査することを基本とし、この動物相の確認しやすい時期として、哺乳類は4季、鳥類も4季、猛禽類については2営巣期ということで各月調査したいと考えています。

両生・爬虫類は3季春夏秋、魚類は4季、昆虫類は3季春夏秋、底生動物は4季行いたいと思えます。

予測は科学的な知見や類似例を参考に予測を行い、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

植物については、動物と同様、工事中と存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は植物相、植生の状況、重要な種及び群落の状況を文献及び直接観察等による現

地調査により把握します。

調査地域については、33番で示す実施区域から100mを目安に調査をしたいと考えています。

手法について、植物相は直接観察、植生はコドラート法によって把握したいと考えます。

調査の時期については、植物相が3季春夏秋、植生は2季夏秋を想定しています。

予測は科学的な知見や事例を用いた手法により行い、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

続いて生態系について、動物、植物と同様、工事中、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は動植物の自然環境に係る概況、地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況について文献、及び現地調査によって把握しますが、現地調査については動物、植物の調査結果を活用して整理したいと考えます。

調査の地域について、実施区域から概ね250mを想定しています。

予測について、科学的な知見や類似例の引用とし、上位性、典型性、特殊性の観点から予測を行いたいと考えます。

評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

景観については、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は主要な眺望点、景観資源、主要な眺望景観の状況について文献、現地調査、必要に応じて自治体等への聞き取り調査により把握します。

眺望点、眺望景観については一般的に観光資源になるような主要な眺望点だけでなく、地域の人々が日常的に利用している場所などの身近な眺望点を加えて調査します。

調査地域については、35番の図のとおりですが、実施区域から3km以内の範囲としました。その中に多くの調査地点、眺望点がありますが、その地点から景観資源と対象道路が視認できるかどうかをあらかじめ把握し、その中で変化が生じると想定される地点を選定します。

身近な眺望点については、35番のオレンジの枠、こちらは明かり部になる可能性がある所ですが、この中から地域の人々が日常的に利用している場所を選定していきたいと考えます。

調査時期は各季ごとに4季4回、景観資源の自然特性もありますので、見どころになる時期に調査をします。

予測は地上解析による改変の程度、フォトモンタージュ法による視覚的な表現による変化の程度を予測し、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

次に人と自然との触れ合い活動の場について、存在供用の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は人触れの場の概況、分布、利用の環境の状況について、文献、現地調査、必要に応じて聞き取り調査を行なっていきたいと考えます。

調査地点については、36番の図で示す事業実施区域から500mの範囲内にある主要な人と自然との触れ合い活動の場を想定しています。

調査時期は各季ごとに四季4回を想定しています。

予測については、図上解析に基づく改変の程度、その人触れの場まで到達する時間、距離の変化、近傍の風景の変化、これが生じる程度、を予測します。

評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

文化財については、工事中の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は文化財の状況について文献、現地調査により把握し、調査地点については、37番の図に示す実施区域内にある指定文化財について行います。

調査時期は1回を想定しています。

予測は類似事例の引用または解析により行い、評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

最後に廃棄物等になりますが、37番の図の下段になりますが、工事中の影響について調査、予測、評価を行います。

調査は、予測に必要な情報として、廃棄物の種類ごとの発生、処分の状況について文献等により把握します。

予測は発生量、その処分量の算出し、そこから予測する考えです。

評価は環境保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価します。

以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

都市計画決定権者の建設部からは特に補足されることはありませんか。

それでは、今説明いただきました方法書の概要について、あるいは現地調査をした中でお気づきになった点などの御発言を頂いても結構ですが、委員の皆さまから順次、御意見や御質問を頂くことにします。この審議は今日が1回目でございます、少なくとも今日以外に審議の機会はありませんが、全体的にスケジュールは限られておりますので、今日可能なことは審議していきたいと思っております。時間が限られていますので、特に項目ごとに分けることはしませんが、事業の概要と調査、予測、評価の説明でしたので、取りあえず、事業計画については先に審議を行い、その後は調査等の審議に行きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

事業計画に関する御質問や御意見等がございましたら御発言ください。

それでは最初に私から質問させていただきますが、現時点で詳細な道路構造の決定はされていないということで、現地でも説明はありましたが、トンネル部と明かり部は環境影響が大きく異なります。方法書の段階で確定できてないということは過去にもそういう案件はありましたので、やむを得ない面もありましたが、この道路構造はいつ頃概ね定まるのですか。少なくとも明かり部とトンネル部、又は橋梁の位置などの構造がほぼ決まるのはいつ頃を想定されていますか。

事業者
岡田

今の御質問の件についてですが、ルート構造等の決定に際して、都市計画決定の手続も並行して進めていくこととなりますので、その際にルート原案の公表と地域住民の方々の御意見をお聞きする場があると思っております。その時点でルート構造等は確定になっていると考えています。

片谷委員長

それとアセス手続との前後関係はどういう形になりますか。

事業者
岡田

今、方法書の手続を行っていますが、この方法書を用いて今後調査、予測及び評価を行っていきます。準備書の公告前にはこちらのルート原案を公表していくことになると思います。

片谷委員長

それは是非そのようにしていただきたいと思っております。準備書の段階でルートや道路構造が不確定ですと、準備書の予測評価が適正であるかどうかという判定がこの場でできない状況になりますので、そういうことにならないようお願いしたいと思います。万が一不確定部分が残っている場合は、他の案件でも行っていることですが、最も環境負荷が大きくなる条件を想定した予測評価をしていただく必要がありますので、それは最低限実施していただくということをお願いしたいと思います。基本は準備書の段階ではルートや道路構造は決定しているということをお願いいたします。

委員の皆様いかがでしょうか。富樫委員どうぞ

富樫委員

事業の概要で、スライド4番で事業の目的が述べられていますけれども、最初に災害に強い代替路の確保と挙げられています。この場合の災害というのは、例えば地震災害については考慮されているのでしょうか。

片谷委員長	災害に何が含まれているかという御質問ですが、いかがですか。
事業者 森 (長野国道事務所)	先ほどの説明でもありましたが、この地域は過去に水害として道路冠水の被害にあったことが何度かあります。そういったところの災害、それから他には当然バイパスとして整備していきますので、リダンダンシーや地震等にも強い道路構造にし、交通手段の多重化を踏まえた形の災害に強い代替道路ということを考えています。
片谷委員長	今の御回答ですと地震も想定に含まれていると理解してよいですね。
事業者 森	そのとおりです。
片谷委員長	富樫委員いかがですか。
富樫委員	ありがとうございます。予測評価に関係するのでお聞きしました。
片谷委員長	他に事業概要、事業計画に関して御質問等あればお願いします。中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	事業の目的として交通の円滑化がありますが、東の方から来た場合は山側にすんなり入りやすいのですが、バイパスを出てそこから岡谷へ行くにはどのようなルートを通るのでしょうか。今日現地調査で通った細い道を通るのでしょうか。逆に西側から入る場合はどのようなルートを通るのでしょうか。
事業者 岡田	諏訪バイパスの計画の前後で、茅野市側の方から坂室バイパス、岡谷市側の方で下諏訪岡谷バイパスという事業を実施しております。この2つの事業と諏訪バイパスができることにより、諏訪地域のバイパス道路が完成します。
片谷委員長	要は別事業で作られる予定のバイパスと接続される予定だという理解でよろしいですね。
事業者 岡田	その通りです。
中村寛志委員	そうであれば非常に円滑になってよいと思います。
片谷委員長	まだ他にもあろうかと思いますが、全体の時間が限られていますので、調査と予測評価に関する御質問や御意見をこれからお受けすることにしたと思います。もし配慮書に関連する御質問や御意見があれば一緒に発言いただいで結構です。スライドの何番、方法書の何ページというような場所を示した上で示してください。梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	事業計画や配慮書に関連することでもあるのですが、平成 27 年 3 月に諏訪市でマルチハザードマップというのが作成されていて、その時に私が監修として携わりました。ちょうどこの事業の諏訪市側の部分でハザードマップが出ています。それには洪水、土砂災害について記載されており、土砂災害特別警戒区域というのがかなり多く記載されています。その他に地震を想定した揺れやすさマップというのが出ています。そこにはちょうどこのルートに並行して諏訪湖北岸断層群が走っています。さらに液状化マップがあります。そういうことがこの方法書の中であまり触れられていません。それらを踏まえてこういう理由で山側ルートを選択したということのを伺いたいところですが、例えば地形・地質でいうとスライドの 30 番の調査項目に、少なくとも断層帯との関係や土

砂災害警戒区域との関係を踏まえた地形・地質の状況を当然記載してほしいです。また、計画の途中とのことですが、トンネル部が多いので、ある程度の幅をもってでも結構ですので、線形方向の縦断面図がないといろんなことの検討ができませんので、それを添付していただきたいです。さらにもう一つ土地の改変に関連することでそこから出てくる廃棄物の量というの、ある程度計算いただいて、どこに持っていくのかというのをこの方法書の審議の中で示していただきたいです。

片谷委員長

梅崎委員に確認しますが、最後におっしゃった廃棄物というのは発生土のことですか。

梅崎委員

そうです。

片谷委員長

先に発生土の件についていきましょう。発生土は最後の廃棄物等の中で、発生量が示されて、搬出が必要な場合は搬出ルート等が示されるという理解でよろしいですか。

コンサルタント
森本

今、委員長がおっしゃったとおり事業の計画が決まった段階で、発生土の量、事業地内で使う量の収支を計算します。その結果、もし外に持ち出す場合には持ち出しの方法まで検討いたします。他の事業で活用できるのか、中間処理場に持っていき再利用するのか、または土捨てるのか、その辺について言及しながら予測評価していきます。

片谷委員長

では、その部分は回答いただいたということで、それ以外の地形・地質、断層の問題について、何か御回答いただけることはありますか。

コンサルタント
森本

方法書の段階で断層等の位置を示した方がよかったのではないかと御指摘だと思います。今日は説明を省略させていただいたところがありますが、方法書4-1-47ページに重要な地形・地質として、位置づけられている、いわゆる「長野県すぐれた自然図」、「日本の地形レッドデータブック」に載っている保全すべき重要な地形・地質については、この地域に分布するものはこのページに示してあります。

この中で位置づけられている断層としては、糸魚川・静岡構造線があるという情報は得ております。

ただし、小さな断層もあると思っています。そちらについては今後色々な情報を収集し、整理していきたいと思っています。

片谷委員長

諏訪市の報告書が出ていますので、問い合わせ早急に見ていただいて、次回の審議の際に、今後こう対応したいということを回答いただくようお願いいたします。

梅崎委員

また、現地で塩田委員からもありましたように、できるだけ早い段階で、ある程度の断面図を出していただきたいです。

片谷委員長

これは道路構造が決まらないとなかなか難しいかもしれませんが。準備書に載せるのは当然ですが、要望も出ているので、できたら途中の段階でも道路構造が概ね固まった時点、おそらく方法書の審議は終わって準備書を作っているか、あるいは調査の後半の段階になるかと思いますが、想定される縦断面図や中間的に固まったことについては事務局に情報提供をしていただくようお願いしたいと思います。

こういう手続は法にも条例にも定められてはいませんが、長野県の技術委員会ではしばしばそういうことをお願いしております。定められていることは必ずやらなければいけません、定められていないことをやっちゃいけないという決まりはないので、ぜひ御理解、御協力をいただきたいと思っています。

準備書の段階で初めて分かることが多すぎると、準備書の審議が円滑に進まず、事業者側にも無理をお願いすることになってしまうので、事前の情報提供をしていただくよ

	<p>うに、できるだけ配慮をお願いします。 塩田委員どうぞ。</p>
塩田委員	<p>トンネルを掘る際に発破をかける予定であれば、トンネル工事の実施に関し、低周波音を環境影響評価項目に選定する必要があると思います。 先日ある国道の現場へ行ったときに、同じようなトンネルを作っていましたが、発破をかけて周辺の住民とトラブルになっていました。 そういうことがないように、発破をかけるのであれば選定していただきたい。</p>
片谷委員長	<p>発破の計画があるかどうか、もしお分りでしたらご回答いただけますか。</p>
事業者 森	<p>現在構造等やルートを検討しておりますが、トンネルの施工方法についてもまだ決まっておられません。</p>
片谷委員長	<p>今日見た感じですと、非常に住宅が近くにあり坑口との距離が近いところが多くなり、そうなので、かなり慎重に検討しないと、塩田委員が紹介されたように住民とのトラブルになりかねないので、ご配慮をお願いします。 山室委員、どうぞ</p>
山室委員	<p>スライド29番の地下水の調査、予測及び評価の手法について、地下水の調査地点として緑の囲いで示されています。現在、道路構造等を検討している最中とのことですが、トンネル工事をおそらくこの地点で行うため、調査をこの地点としているという理解でよろしいですか。</p>
事業者 森	<p>そのとおりです。</p>
山室委員	<p>地下水については、その周辺の工事の影響だけではなく、その上流の影響が出てくる可能性があります。そうすると、逆に事業実施区域で工事を行った影響はその地点に出るだけでなく、ここより下に出る可能性があるわけです。 そういう目で見ると、方法書4-1-38ページの図のとおり、事業実施区域の下流にこれだけの湧水、水源があります。これはおそらく温泉や酒蔵で、そこに影響する可能性もあるわけです。その点についてはどうお考えですか。</p>
コンサルタント 森本	<p>先ほどの資料で説明させていただいた内容は、道路構造が通る場所の地質・地下水、地下水の水質について、ボーリング調査をしてこの地点で把握することをご紹介させていただきました。 地下水の影響というのは、その地点の地質に応じて、広域的いわゆる下流側に出てきます。その方向には温泉、酒蔵、井戸があります。 諏訪市、下諏訪町については、その地下水を水源として利用しているという状況です。ですので、ボーリング調査をして、トンネル構造の地区の直上においてどのような地形かどうかは緑の枠で把握しますが、周辺の地域の既存井戸を利用する、温泉の状況を把握するなど、そこでの水位、水質等を把握して全体の連動性まで見た上で、予測評価をし、広域的にどのように影響があるかを予測していきたいと考えています。</p>
山室委員	<p>私は諏訪湖関係の委員をしておりまして、諏訪湖の水質が非常に悪化した一つの原因は、湧水が減ったこともあるのではないかという話の時に、この地域の湧水がどのようにつながっているかということは、全く調査されていませんでした。それを今回新たにやろうとされているのは非常に素晴らしいことですが、逆に言うと、それを知った上でないとトンネルの影響は分からないということでもありますので、その辺りを踏まえて</p>

いただければと思います。

そういうことを分かっているながら、方法書 5-3 ページの配慮書の予測評価結果では、現道拡幅案、現都市計画案、バイパス案のどのルートを通っても源泉施設は概ね回避していると同じ内容が書かれており非常に疑問です。

付け加えると、方法書 6-3 ページのとおり、諏訪湖は肥料が入っている表流水だけではなく、そういうものがない地下水の影響があればあるほど水はきれいになるはずですので、地下水の影響は非常に大きいですが、今回の諏訪湖への影響に関して、地下水のことが書かれていません。

諏訪湖に対してもこの事業が影響を与える可能性があることを考えて準備していただければと思います。

コンサルタント
森本

地下水の調査については、調査地点の選定、範囲を検討している段階です。また、国土交通省内部で専門家を添えた技術検討委員会を立てており、そこで技術的なアドバイスをいただきながら計画しています。

今の御意見を踏まえ、広域的な地下水の運動性が分かるような形で、調査をしていきたいと考えています。

また、配慮書において、源泉の位置、地下水の下流側への影響の可能性を承知しながら、概ね回避していると評価しているのはなぜかという御質問かと思えます。配慮書の段階ではルートの位置と源泉の地上部にある施設がどのように改変されるのかを見たもののため、概ね回避しているとしていますが、地下構造にする場合にはどの関係においても影響を与える可能性があるとして評価しています。

山室委員

住民の方に意見を伺ったと聞いていますが、山側のルートはトンネルになり地下水に影響があるかもしれない、現状の道路を拡幅する場合は地下水が影響を受ける可能性は少ないといった事を十分に理解できるようにアンケートを取った方がよかったと思います。

片谷委員長

いずれにしても、調査は黒い範囲以外にも広げてやっていただくという御回答がありましたので、諏訪湖の水質の改善に資するようなデータが得られるかもしれません。

アセスは、今回は道路事業ですが、道路のためだけではなく、環境調査をすることによって、周辺の環境に他の形でも貢献することは大いにあっていいと思いますので、ぜひそういう意識で調査していただければと思います。

陸委員どうぞ。

陸委員

人触れの項目について、資料 22 番に項目の選定がありますが、この地域全体に人触れの場がたくさんありますし、観光地としてにぎわう場所ですので、工事中の人触れへの影響を評価する必要があると思います。

ですが、項目として選定されないことになっていますが、その辺はどのようにお考えですか。

コンサルタント
森本

工事中の影響についてなぜ選定しなかったのかという御質問かと思えます。人と自然との触れ合い活動の場に関する工事中の影響については、国土交通省令、技術手法において参考項目以外として位置付けられています。その中で項目を選定する一つの目安としまして、「工事による影響要因として工事施工ヤード、工所用道路の設置があるが、これらは一時的なものであること、道路本体に比べ規模が小さくその復旧が速やかに行われること等、影響が永続的に及ぶわけではない場合が多いことから、参考項目として設定されていない。しかし、自然公園法、自然環境保全法等、自然環境の保全に係る法令で指定されている地域内で工事施工ヤード、工所用道路等の設置により主要な触れ合い活動の場の改変が想定される場合には、項目の選定を行う。」といったことが示されています。

	<p>現段階では、事業実施区域その周辺には、自然環境の保全に係る法令が指定されていませんので、選定しない方針で方法書として取りまとめています。</p>
陸委員	<p>そういった取扱いになっているかもしれませんが、人触れの場の多くは諏訪湖の外環ですので観光客が沢山来て人触れの活動を行う場となっています。工事の詳細が決まっていますのでこういった影響がでるか分かりませんが、工事用のダンプ等が町中を通るような場合にはアクセスへの影響が生じるので、意識していただく必要があります。</p>
片谷委員長	<p>これについては、工事用車両の走行ルートがどこになるのかが大きく影響してきますが、現段階でどの程度決まっているのでしょうか。</p>
事業者 森	<p>道路構造等についてもこれから決まっていります。道路構造を定めながら施工方法、工事のために必要な仮設部分等を踏まえて、概略、詳細な検討を行ってまいります。</p>
片谷委員長	<p>方法書の段階で選定していなくとも、設計が固まった段階で観光客等への影響があり得る場合には準備書の段階で、予測・評価・環境保全措置を記載していただくことは通常のアセスメントの進め方です。方法書で選定していないからといって、何もしないということではないと認識を持っていただけていると思います。工事用車両のルート、場合によっては仮設用道路を作ることもあり得ないことではないと思いますし、そういったことが分かった段階で周辺に観光施設、公園等がある場合には、影響がありそうであれば保全対策を検討していただくということをお願いしておきます。</p>
中村寛志委員	<p>スライド 32 番で、動物の調査範囲はマニュアルどおり、全長 11km の周囲 250m かと思いますが、全て調査されるのでしょうか。明かり部等を重点的に調査するのかといった事を教えてください。</p> <p>また、方法書の 117 ページ、最近環境省が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」として、諏訪湖及び流入河川を指定しています。ここは、メガネサナエの生息地となっていますので、そのポイントを押さえているか、こういった調査をしていくかということをお願いいたします。長野県のレッドリストでは EN となっていて、日本では諏訪湖と琵琶湖しか生息していないトンボです。成虫は 6 月～7 月しか発生しません。</p>
片谷委員長	<p>今日御回答いただけない部分については、持ち帰って検討いただいても結構ですので、それを踏まえて御回答ください。</p>
事業者 森	<p>持ち帰って、次回、回答します。</p>
片谷委員長	<p>1 点目のスライドの 32 番、33 番、このエリアを全部歩くのかという質問については、いかがですか。</p>
コンサルタント 工藤 (株)ドーコン	<p>基本的には調査範囲内の歩けるところは歩いて、重要種を確認することとなります。今御指摘いただいたとおり、ポイントとなるのは明かり部、水象との関係で影響が出る可能性のあるところについて重点的に調査を行います。面的な調査については、歩いて調査を行います。</p> <p>また、生態系の観点から、例えば、クリコナラ林、アカマツ林ですとか、代表的な箇所は別にポイントを設けて、トラップ調査等を行う予定です。</p>
中村寛志委員	<p>特に事業実施区域西側はヒメギフチョウの産地ですので、しっかり調査をお願いします。</p>

大窪委員	スライド 33 番、植物については事業の実施区域の周りを 100m 程度で調査されるということですが、諏訪湖の湖岸、湖の周りの河川河口の水草への影響を心配しています。諏訪湖の上部をトンネル等で掘削するということですので、湧水への影響も懸念しています。諏訪湖の水草帯は、周りの河川にも豊富にありますので、土壌の改変等が生じる地点、上川を渡る橋梁の工事を行う地点等の下流の河口をポイントとして、抽水植物や沈水植物の影響調査を検討していただきたいです。
片谷委員長	先程水質の所でてきたように、河川が諏訪湖に流れ込む河口の辺りの植物調査が必要という御指摘ですか。
大窪委員	一番水草帯が豊富に残っているところが、上川から宮川に掛けての渋のエゴという所です。その上流をいじったり、砥川の上流を掘削するとのことですので、ポイントとして水草の調査を行っていただく必要があると考えております。
事業者 森	持ち帰って検討したいと思います。
片谷委員長	そのようにお願いします。小澤委員お願いします。
小澤委員	大窪委員の意見にも関係しますが、特に橋梁の工事で水底の掘削が行われることに関して水の濁り、水の汚れについて予測・評価が行われることとなっています。濁りについては浮遊物質量、汚れは水素イオン濃度により行うとのことですが、比較的諏訪湖に近いところでの水底の掘削を行いますので、水の汚れとして富栄養価も評価していただきたい。通常の河川での河川水質での評価と、下流に閉鎖性水域をもった河川での水質の評価は異なると思いますので、検討をお願いします。
事業者 森	持ち帰り検討します。
片谷委員長	よろしくお願いいたします。亀山委員どうぞ。
亀山委員	方法書 8-23 ページに主要な眺望点が 84 箇所存在しますと書いてありまして、8-29 ページの図に地点が落とし込まれています。中央道の諏訪湖 S A は、諏訪盆地の一番の眺望地点です。距離的には 3km 以上離れていますが、対岸に道路を作る事業で、明かり部もありますし、斜面の切盛による法面が相当生じる可能性があります。是非、眺望地点として選定して慎重に対応いただきたいと思います。
コンサルタント 森本	現状は、3km 程度の距離が視認距離であるということで、3km を目安に調査地点を設定しています。今の御意見や、今日の踏査においても諏訪湖 S A から計画地が眺望でき容易に説明ができたこと、住民等の関心が出る場所であることを考えると検討が必要かと思っておりますので、持ち帰って検討させていただこうと思っております。
片谷委員長	ではよろしくお願いいたします。 まだ御意見があらうかと思いますが、既に予定の時間を超過しております。 御発言できなかった方は、事務局から追加の御質問や御意見は 1 週間後の 26 日までにメールで送っていただきたいと依頼がありますので、その方法でご対応いただこうようにお願いいたします。 時間の関係で打ち切らせていただき申し訳ございませんが、御理解、御協力をお願いいたします。 では、その他として事務局から報告、事務連絡等ありましたらお願いいたします。

事務局
是永

今後の審議予定ですが、第3回技術委員会を6月23日（金）の午後に、県庁西庁舎111号会議室で開催しまして、本事業の方法書に係る第2回審議、新姫川第六発電所建設計画の準備書に係る第3回審議を行う予定としております。

また5月17日にJR東海より中央新幹線伊那山地トンネル新設（坂島工区）工事における環境保全についての提出がございましたので、こちらについても合わせて御審議いただく予定です。

なお、第3回技術委員会については、審議対象が3案件ございますので通常より30分早めて午後1時を開始時刻としております。開催通知につきましてはおってお送りしますので、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いいたします。

また、先ほど委員長からもお話があったとおり、諏訪バイパスに係る環境影響評価方法書について御意見がございましたら5月26日までに事務局あてメールにてお送りくださいますようお願いいたします。

合わせて、新姫川第六発電所の事業所見解の追加資料等につきましても、御意見がございましたら5月26日までに事務局までお送りください。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。委員の皆様には御手元に新姫川の意見とそれに対する事業者の見解の資料が添付されておりますので、御覧いただいてさらに追加の御意見等がありましたら、事務局まで直接お寄せいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

何か是非発言をしておきたいということがあれば承りますが、よろしいでしょうか。

では、時間を超過して申し訳ございませんでしたが、これを持ちまして本日の審議を終了させていただきます。

では事務局にお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。